

令和 7 年度フィーダー補助の変更届

令和 7 年 3 月 7 日
(令和 7 年 6 月 3 0 日変更)

岡山市公共交通網形成協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

岡山市では、人口減少や自動車の交通分担率増加による公共交通利用の減少、事業者間での競争による収支率の悪化、運転手不足などの影響により、路線バスの廃止・減便が相次いでいる。

そこで、令和 6 年 3 月に利便増進実施計画を策定し、幹線・支線への系統分割、車両小型化、重複路線の廃止、鉄道との連携、都心の便数適正化といったバス路線の再編を進めているところである。

上記の取組により生まれた余力で令和 7 年 4 月から新設する妹尾・北長瀬線及び令和 7 年 9 月から新設する妹尾・岡南線では、近隣にバス停等の公共交通機関が無い地域を通るため、公共交通の利用により身近な拠点へ行くことのできる人口を増やすことができる。また、各方面の鉄道及び幹線バスに接続することで、都心への公共交通アクセシビリティを向上することにも繋がる。

このため、将来にわたって利便性の高い公共交通ネットワークを形成するために、地域公共交通確保維持事業により、住民の生活交通手段の確保維持を図ることとした。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①妹尾・北長瀬線

【利用者数】

1 日あたり 3 2 0 人以上

【収支】

収入を 1 1, 0 0 0 千円以上、支出を 3 0, 0 0 0 千円以内、収支率を 3 5 % 以上とする。

【財政支出】

国からの支出を 4, 0 0 0 千円、岡山市からの支出を 1 5, 0 0 0 千円以内とする。
岡山市支線バス運行補助金により、運行経費の最大 6 5 % を補助する。

②妹尾・岡南線

【利用者数】

1 日あたり 2 6 2 人以上

【収支】

収入を 1, 0 4 9 千円以上、支出を 2, 9 9 7 千円以内、収支率を 3 5 % 以上とする。

【財政支出】

国からの支出を 2 0 0 千円、岡山市からの支出を 1, 7 4 8 千円以内とする。
岡山市支線バス運行補助金により、運行経費の最大 6 5 % を補助する。

(2) 事業の効果

妹尾・北長瀬線を維持することにより、今保・古新田・延友・山田・妹尾・東畦・藤田にある交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・高齢者・障害者の運賃割引（ハレカハーフ）による利用促進（岡山市、八晃運輸） ・統合分析システムを用いた系統や便数、運行ダイヤの見直し（八晃運輸） ・デジタルサイネージの設置、バスロケーションシステムの採用によるわかりやすい運行情報の提供（岡山市、八晃運輸） ・ＩＣカードシステムの導入やバス停・車両のバリアフリー化による利便性向上（岡山市） ・車両・停留所等にトータルデザインを採用することによる利用者に親しみやすいサービスの提供（岡山市） ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（岡山市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る妹尾・北長瀬線及び妹尾・岡南線について、その運行に係る費用総額のうち、岡山市から運行事業者への補助金額については、運行経費の最大 65 % を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
協議会を中心としたガバナンス強化により、各交通事業者独自の取り組みやダイヤ改正等の情報共有、各施策の進捗状況や国の制度改正、新技術の動向などを共有するとともに、さらなる状況改善に向けた課題・対策について議論を行うため、定期的に分科会・協議会を開催しながら、PDCA サイクルによって計画を着実に遂行します。 また、計画の進捗管理としての PDCA サイクルに加え、状況の変化に対して迅速かつ適切に意思決定することを重視する「OODA ループ」を用いた評価を行います。様々なデータを可視化する統合分析システムを官民で共有し、分科会を中心として OODA ループによる評価・見直しが可能となる体制を構築します。 （岡山市地域公共交通利便増進実施計画 P40 参照）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
（省略）
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年12月23日 岡山市公共交通網形成協議会で令和7年4月から妹尾・北長瀬線を運行し、フィーダー系統補助を受けることについて説明。 ・ 令和7年2月13日 岡山市公共交通網形成協議会で妹尾・北長瀬線の運行計画について合意を得られた。 ・ 令和7年6月30日 岡山市公共交通網形成協議会で令和7年9月から妹尾・岡南線を運行し、フィーダー系統補助を受けることについて説明。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和6年12月27日～令和7年1月24日
妹尾・北長瀬線の運行計画についてパブリックコメントを実施した。
鉄道との接続を考慮したダイヤ設定にしてほしいとの要望があったため、時刻表に反映させることとした。
- ・ (令和7年6月30日協議結果を記載)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岡山市北区大供1丁目1番1号

(所 属) 岡山市 交通政策課

(氏 名) 秋永、山縣、奥田

(電 話) 086-803-1376

(e-mail) koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。